

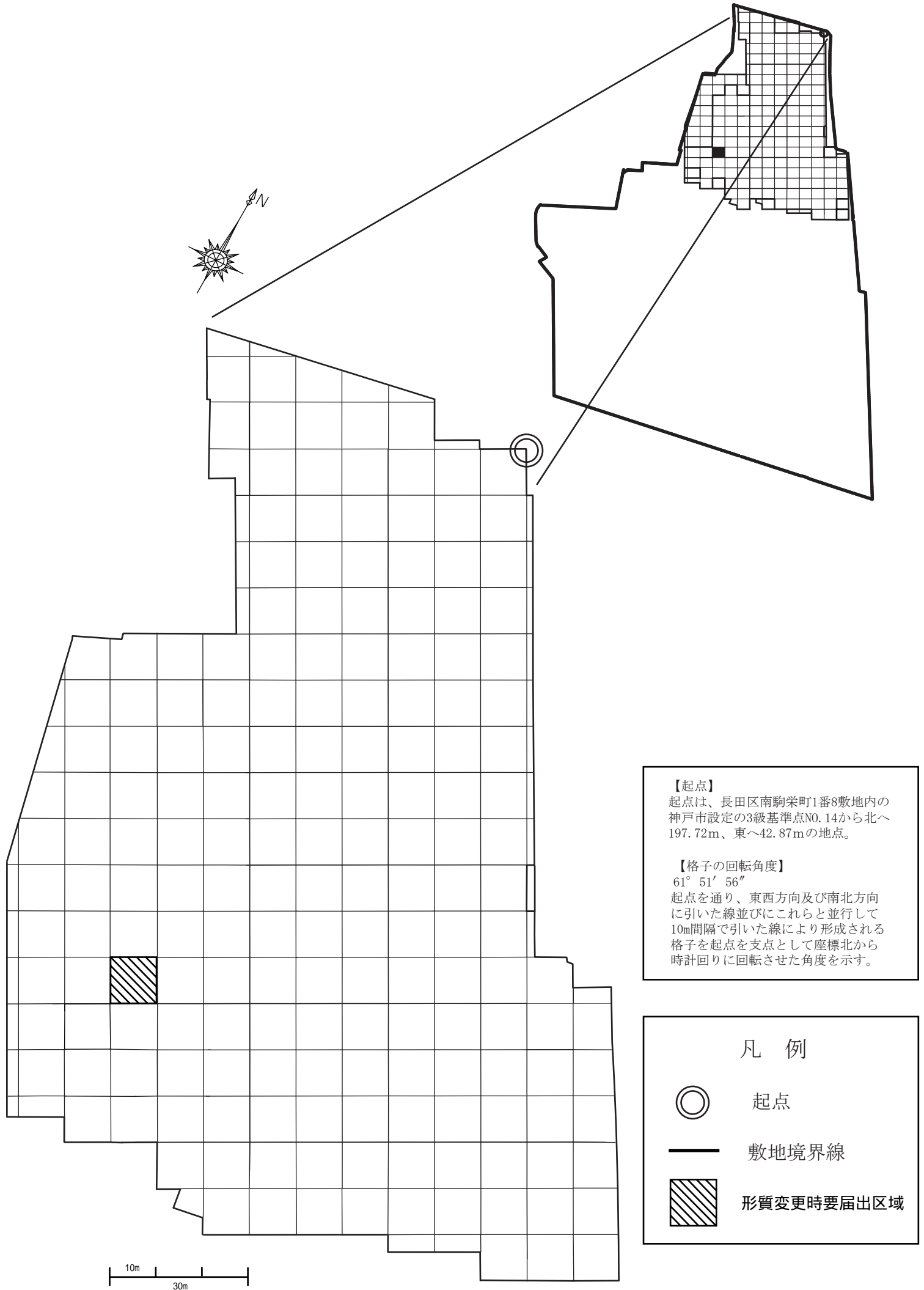
神戸市告示第25号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年4月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域  
長田区南駒栄町1番8の一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
シアン化合物



【起点】

起点は、長田区南駒栄町1番8敷地内の神戸市設定の3級基準点NO. 14から北へ197.72m、東へ42.87mの地点。

【格子の回転角度】

61° 51′ 56″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

凡 例



起点



敷地境界線



形質変更時要届出区域

10m 30m